

青少年の健全な育成に関する基本計画（骨子案）

計画の構成

第 1 章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格及び役割
- 3 計画の期間
- 4 計画が対象とする青少年の範囲

第 2 章 青少年を取り巻く現状と課題

- 1 社会環境の変化
- 2 青少年の意識・現状

第 3 章 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の施策体系

第 4 章 青少年健全育成施策の推進

基本目標・施策の方向

第1章

計画の概要

第1章の計画の概要では、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間、計画が対象とする青少年の範囲、計画の構成を示しています。

1 計画策定の趣旨

青少年はとくしまの未来を担う大切な存在であり、その健やかな成長は、県民すべての願いです。県においては、平成28年に「とくしま青少年プラン2017」を策定し、青少年育成に関する施策の総合的な推進に努めて参りました。

青少年を取り巻く社会状況は、少子高齢化の進行、デジタル化の加速、コロナ禍を契機としたニューノーマルの形成など、大きな変化を見せています。

また、貧困、ヤングケアラー、SNSに起因する犯罪被害など、青少年をめぐる問題はより深刻さを増しており、その対応は重要かつ喫緊の課題となっています。

こうした状況やこれまでの県の取組を踏まえ、全ての青少年が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、青少年健全育成施策の一層の推進を図るため、新たな計画「とくしま青少年プラン2022」を策定します。

2 計画の性格及び役割

- (1) 「徳島県青少年健全育成条例」第4条の5に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」とするとともに、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。
- (2) 本県における青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、県はもとより、市町村、家庭、学校、職場、地域などがそれぞれの立場において、また、相互に連携・協力を図りながら「県民総ぐるみ」で青少年の健全育成・支援を進めていくための指針とするものです。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 計画が対象とする青少年の範囲

概ね30歳までの青少年とし、円滑な社会生活を営むうえで困難を有する30歳代も対象とします。

第2章

青少年を取り巻く現状と課題

第2章の青少年を取り巻く現状と課題では、青少年育成に影響を及ぼすと考えられる社会環境の変化について示すとともに、「とくしまの青少年に関する意識調査」から分析した青少年の現状を示しています。

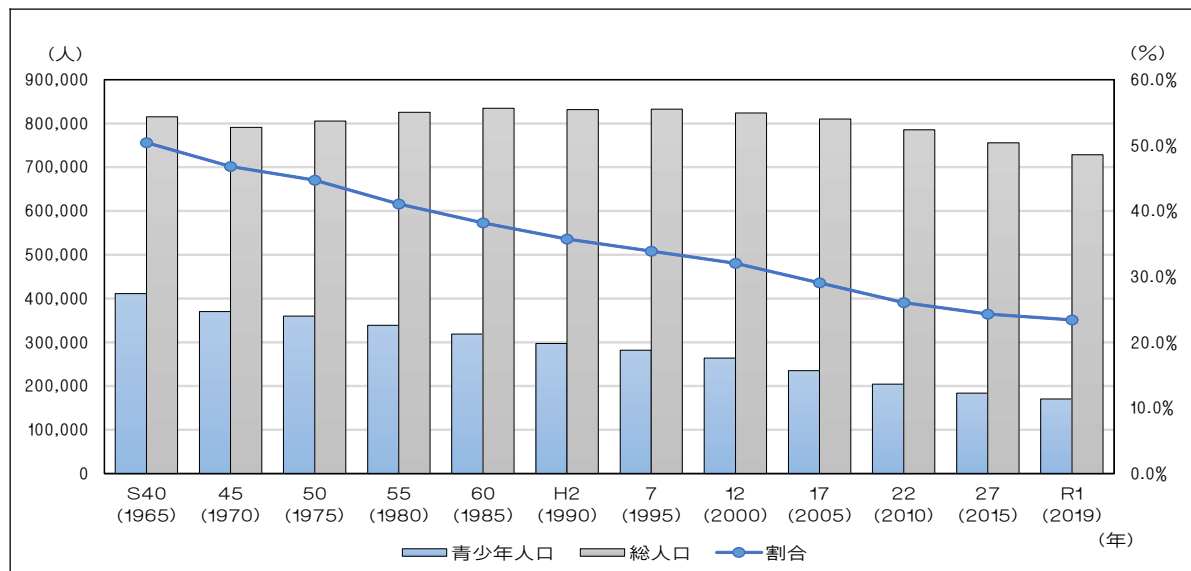
1 社会環境の変化

(1) 少子化・核家族化の進行

徳島県の人口は、昭和25～30年のピーク時には87万人を超えましたが、その後は増減を繰り返し、近年は緩やかな減少傾向にあり、令和元年10月1日現在で72万9千人となっています。

このうち青少年（0～29歳）の人口は17万1千人で、総人口に占める割合は23.4%となっています。昭和40年まで総人口の半数を占めていた青少年人口は、昭和30年以降一貫して減少しており、全国の割合（26.7%）よりも下回っています。

徳島県の総人口・青少年人口及び総人口に占める割合の推移



(単位:人、%)

区分	S40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	H2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	27 (2015)	R1 (2019)
青少年人口	411,000	370,000	360,000	339,000	319,000	297,000	282,000	263,937	235,290	204,461	183,749	170,518
総人口	815,115	791,111	805,166	825,261	834,889	831,598	832,427	824,108	809,950	785,491	755,733	728,633
割合	50.4%	46.8%	44.7%	41.1%	38.2%	35.7%	33.9%	32.0%	29.0%	26.0%	24.3%	23.4%

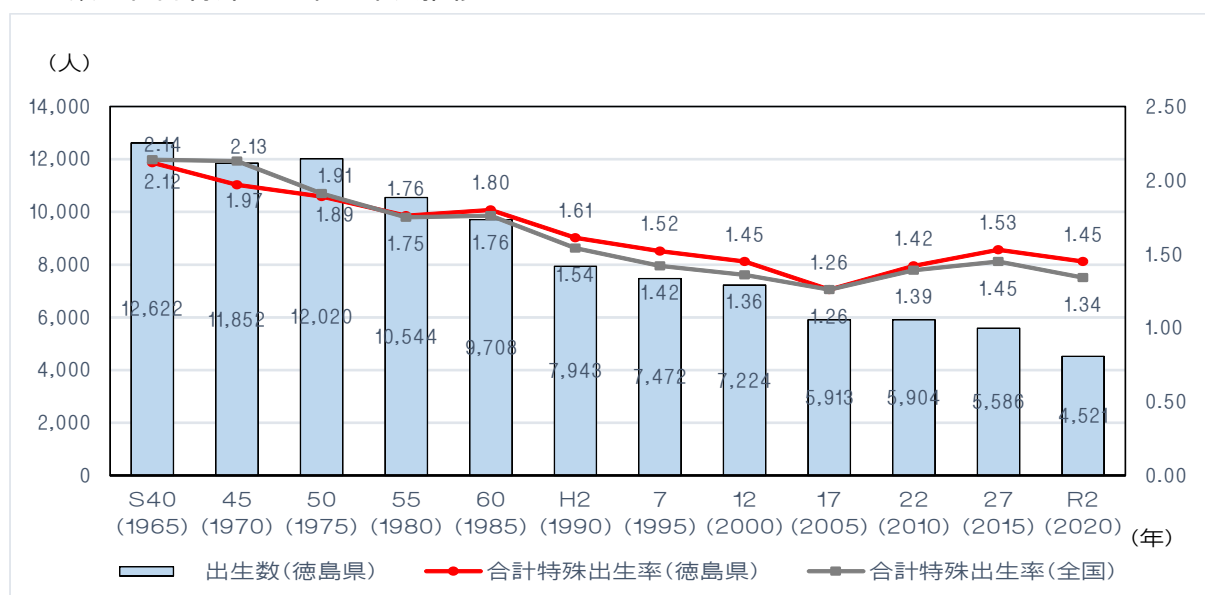
資料：総務省「国勢調査」

(※R1は徳島県推計人口（確定値）を使用)

出生数についても減少を続けており、令和元年には5千人を割り込むなど、昭和40年頃と比べて4割以下まで低下しています。合計特殊出生率（女性一人が生涯に産む子どもの推定人数）は、過去最低であった平成17年以降は全国よりも低い率で推移していましたが、平成22年から全国の率以上となり、平成27年には1.53まで回復するものの、近年は再び全国平均と同様に低下しております。また、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な不安や妊娠中の感染リスクなどから、全国的に妊娠・出産を控える動きも見られ、将来的に出生数のさらなる減少につながる可能性も指摘されています。

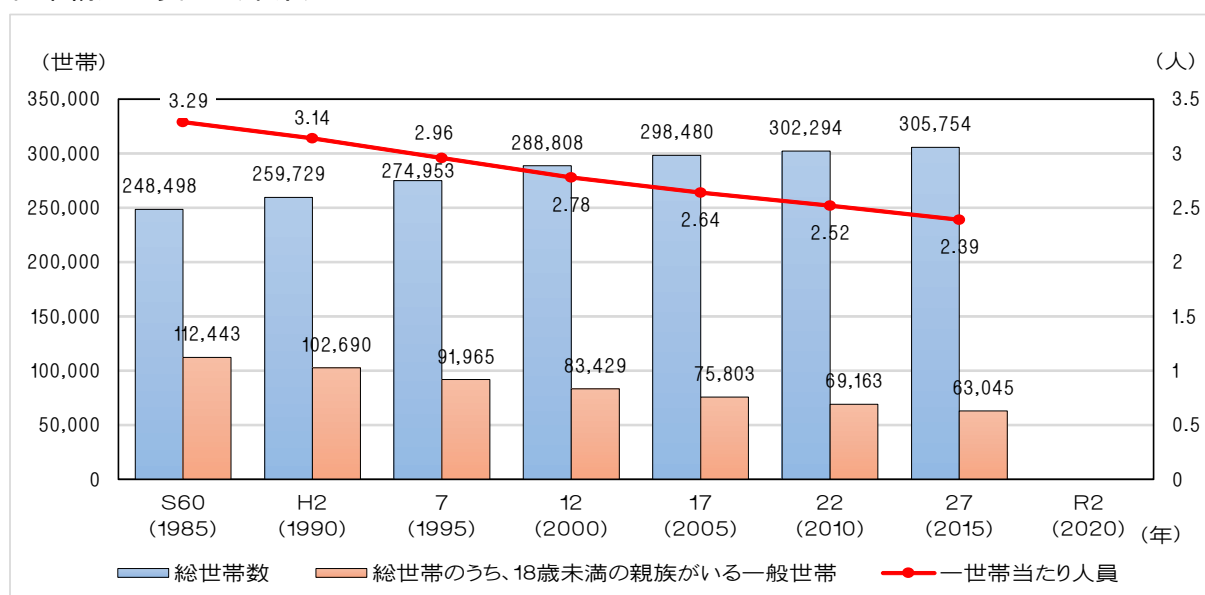
単独世帯や夫婦のみ世帯が増えることにより総世帯数が増加する一方、18歳未満のいる一般世帯数は減少を続けております。また、相対的貧困率が高いひとり親世帯の割合が増加傾向にあり、令和2年は一般世帯の●●%、●●世帯となっています。

出生数と合計特殊出生率の年次推移



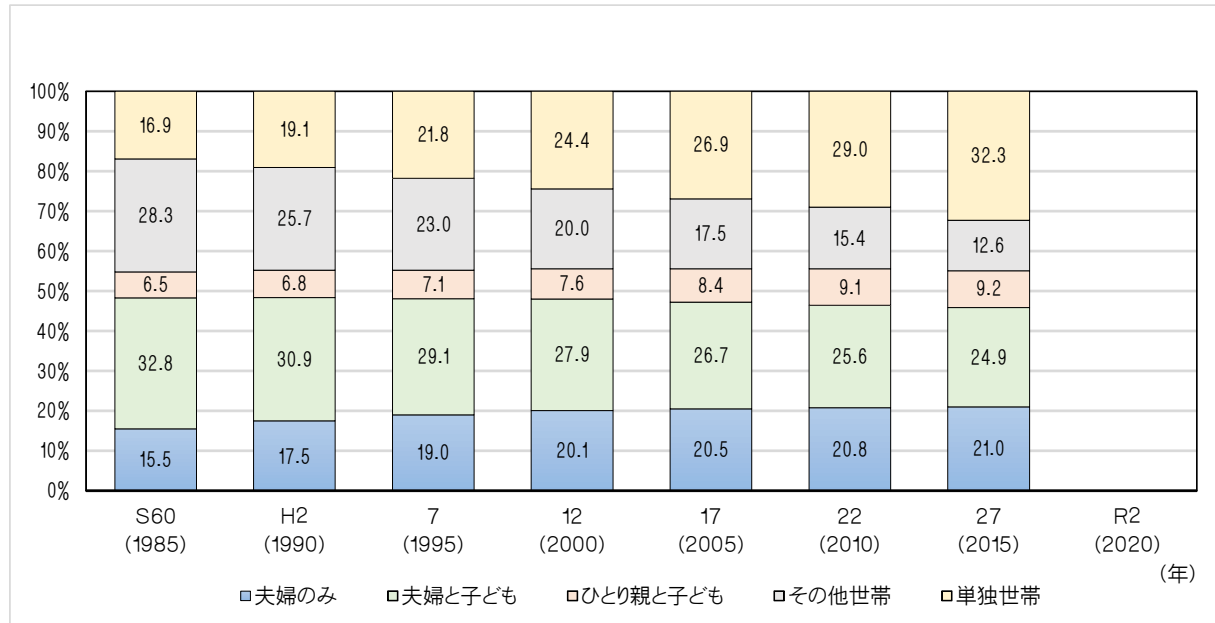
資料：厚生労働省「人口動態統計」

世帯構造の変化（本県）



資料：総務省「国勢調査」

世帯構造の変化（その２）（本県）



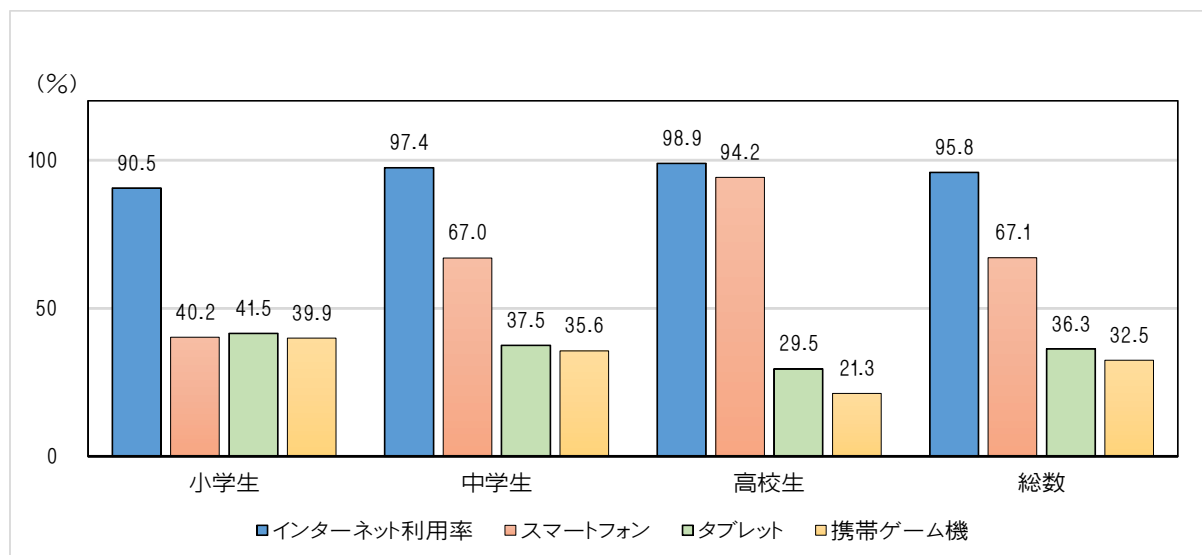
資料：総務省「国勢調査」

（２）デジタル社会の進展

５Ｇ、ＩｏＴ、ビッグデータ、ＡＩ、ロボットをはじめとする先端技術は、近年、急速な発展を見せております。今般のコロナ禍を契機として、テレワークやオンライン教育が普及・浸透するとともに、ニューノーマルと呼ばれるポストコロナ時代に向け、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）があらゆる分野で実装されるなど、社会のデジタル化が加速することが期待されています。

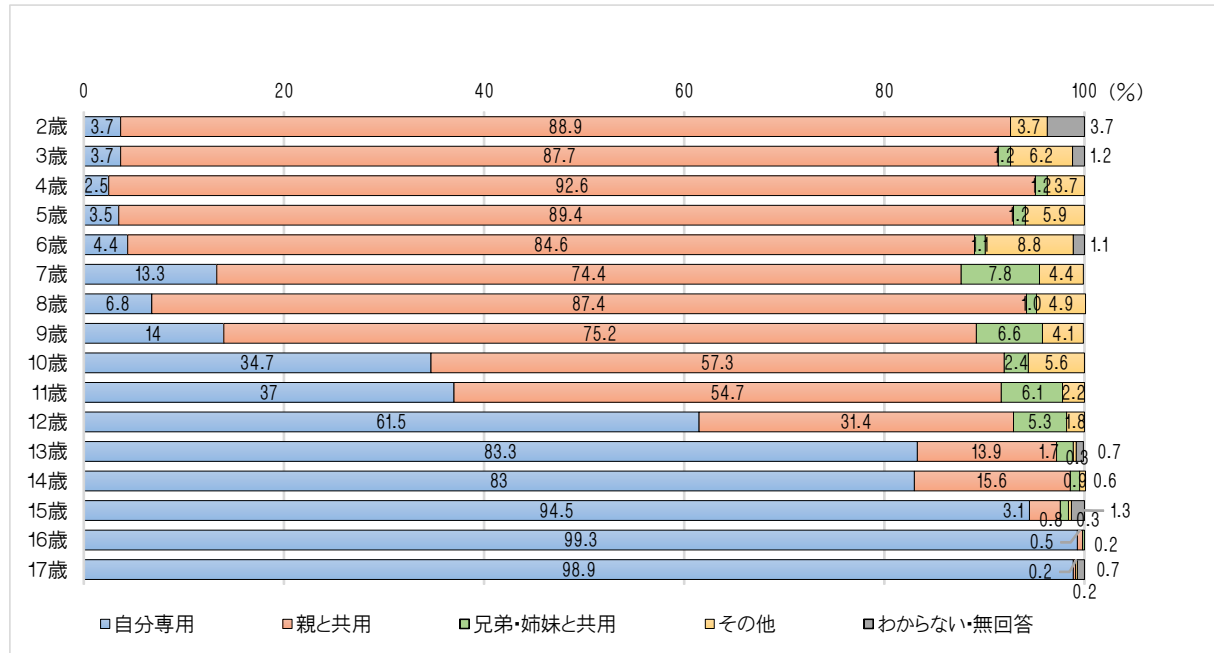
こうした中、生まれたときからスマートフォンをはじめデジタル機器が身近にある環境で育った青少年のインターネット利用率（全国）は、小学生で 90.5%、中学生で 97.4%、高校生では 98.9%といずれも 9 割以上となっています。

青少年のインターネットの利用状況



資料：内閣府「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

年齢別のスマートフォンの専有率

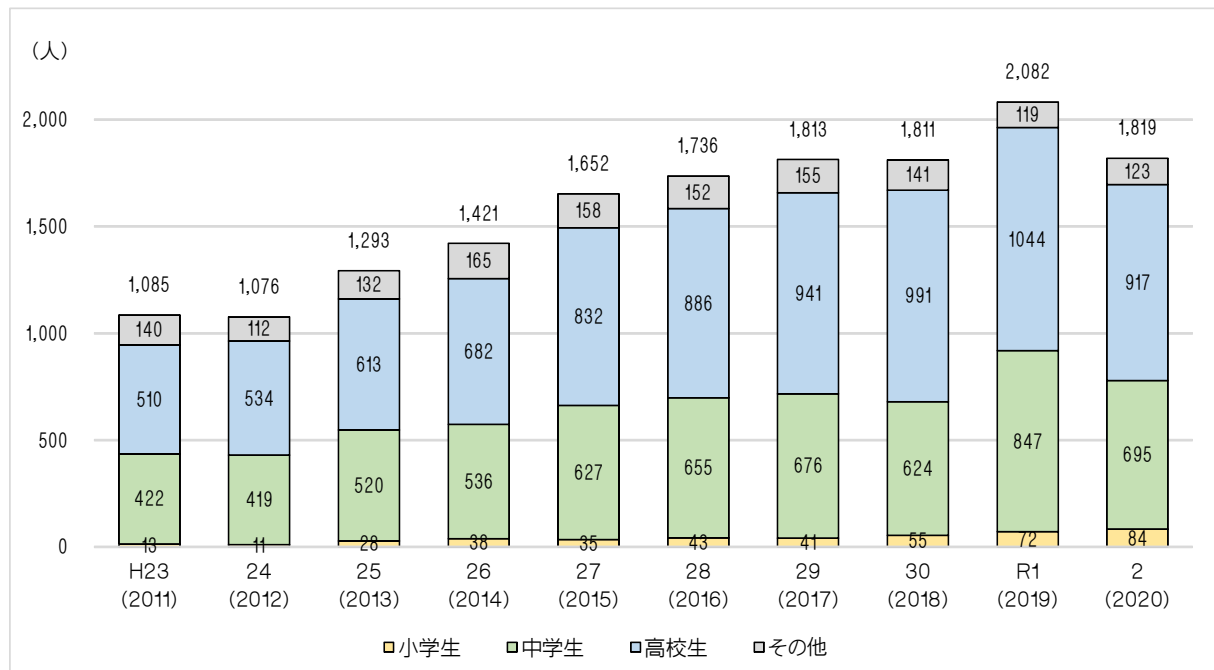


資料：内閣府「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

情報通信機器の普及や利用環境が向上する一方で、危険な有害情報へのアクセスやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを通じて、青少年が事件やトラブルに遭う機会が増大しており、SNSに起因する被害児童数は10年前（H23：1,085人）と比べて6割以上増加しています。

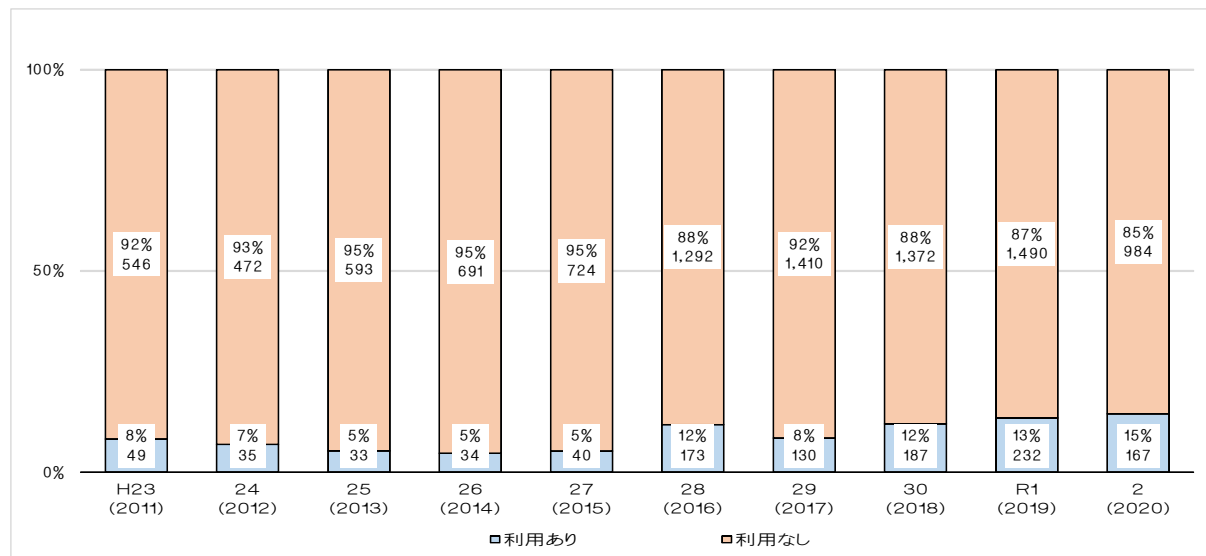
また、被害児童の約9割がフィルタリングを利用していないことが分かっています。

SNSに起因する学識別の被害児童数の推移（全国）



資料：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

被害児童のフィルタリングの利用状況（全国）



資料：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

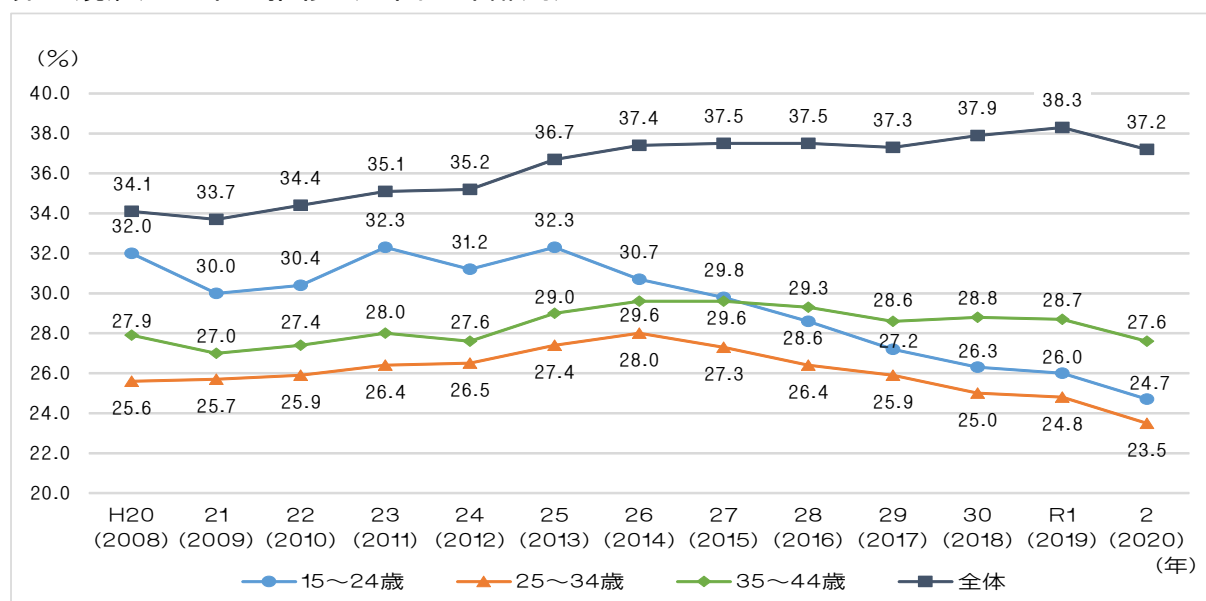
（４）雇用環境の変化

女性、高齢者、外国人材など多様な人材が社会で活躍できる環境が整備されるに伴い、個々の事情に応じて柔軟な働き方を選択できるなど、雇用形態の多様化が進んでいます。一方で、正社員として働ける仕事なかったとして、やむを得ず非正規雇用で働く25～34歳の割合は、15歳以上全体に比べて高い状況となっています。

全国の完全失業率は、平成20年に発生した世界同時不況により上昇に転じた後、再び低下しましたが、若年者の失業率は15歳以上全体に比べて高い状況となっています。

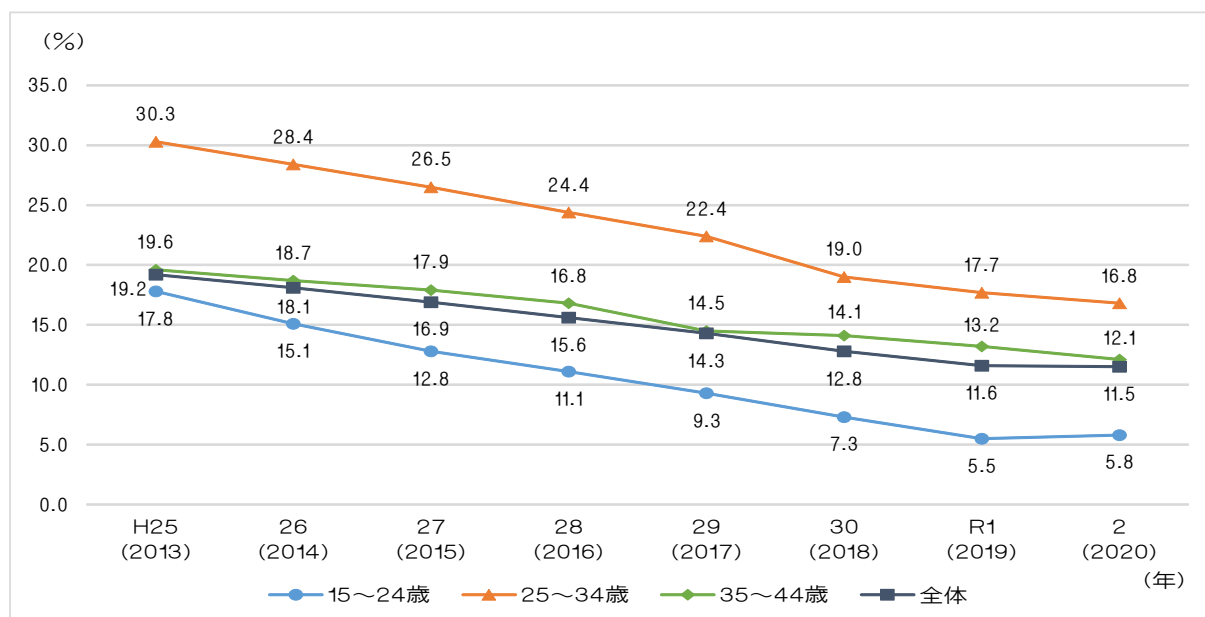
今般のコロナ禍では、日本はじめ、戦後の国際社会がこれまでに経験したことのない経済危機に見舞われました。こうした中、令和2年の状況は、完全失業率が上昇するとともに、パートタイムの雇い止め等により、非正規雇用比率が減少に転じています。

非正規雇用比率の推移（全国・年齢別）



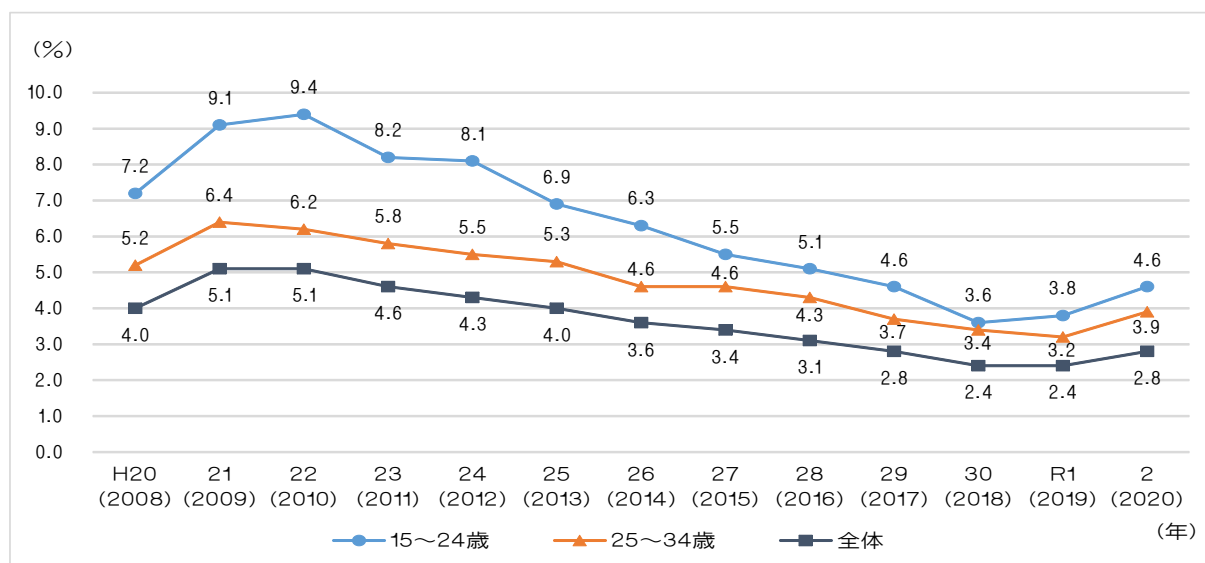
資料：総務省「労働力調査」

不本意非正規雇用者比率の推移（全国・年齢別）



資料：総務省「労働力調査」

完全失業率の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」

2

青少年の意識・現状

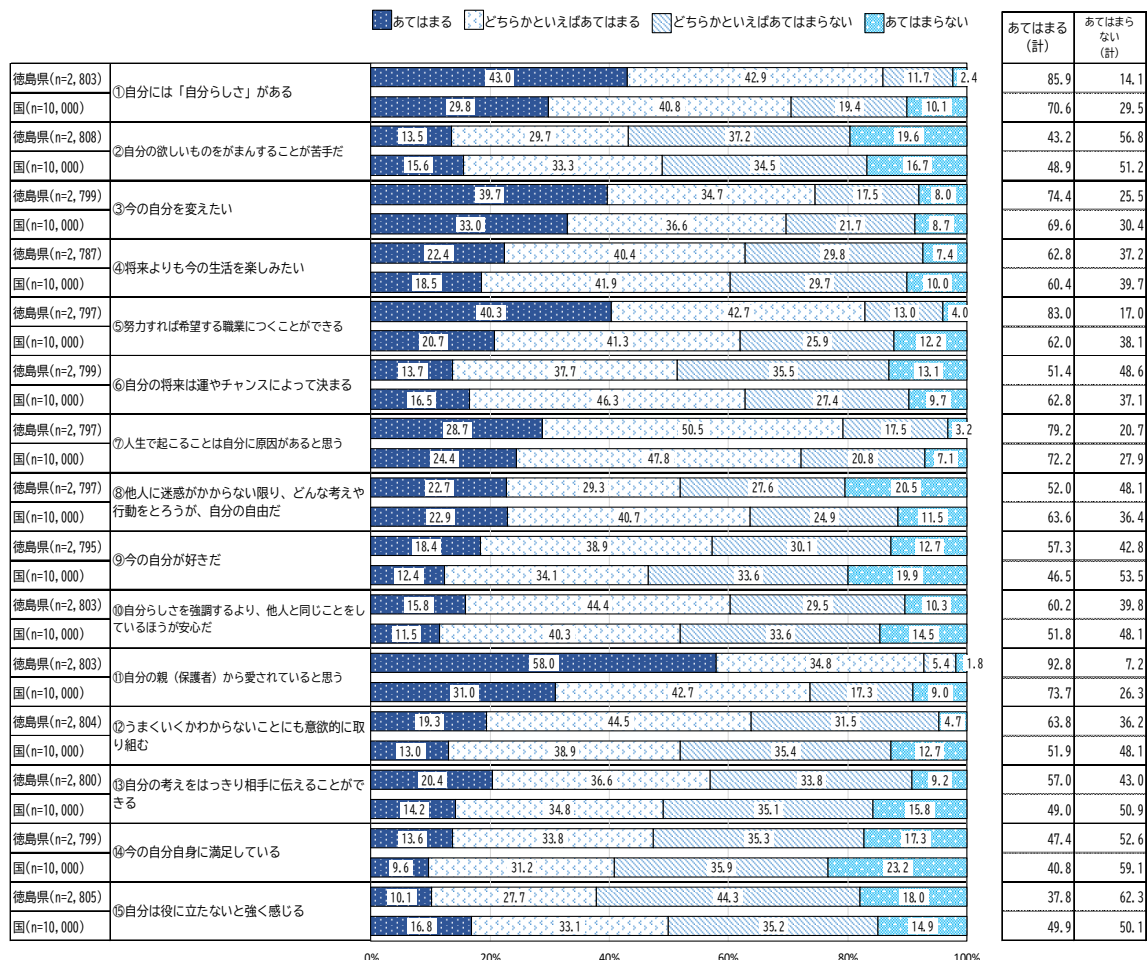
(1) 自己診断・自己認識

このたび県が実施した「とくしまの青少年に関する意識調査（以下、県調査）」と、内閣府の「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）（以下、国調査）」との比較を行ったところ、「自己肯定感（今の自分が好きだ）」、「チャレンジ精神（うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む）」など、自己診断・自己認識すべての項目で国を上回る結果となっています。

とりわけ、「努力すれば希望する職業につくことができる（徳島県：83%、国：62%）」、「自分の親（保護者）から愛されていると思う（徳島県：92.8%、国：73.7%）」では、高い割合が示されました。

一方、前回（平成 28 年）と今回（令和 3 年）の県調査を比べると、「自己肯定感（12 歳～15 歳）」が低下（H28：63.8%、R3：56.8%）しております。

あなた自身について（県調査と国調査の比較）



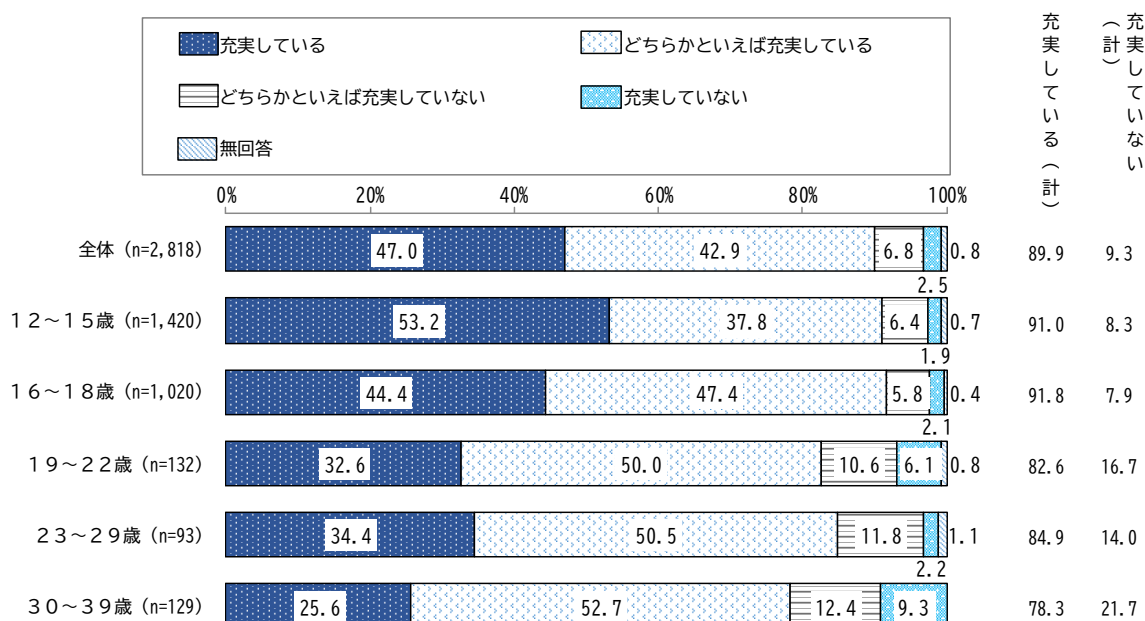
(2) 生活の充実、将来への夢や希望

今の生活が充実していると思うかについては 89.9%であり、国調査（68.9%）より高い割合を示すとともに、前回（平成 28 年）の県調査（81.6%）と比較して、8.3 ポイント増加しています。（「充実している」と「どちらかといえば充実している」の合計）

また、自分の将来について夢や希望を持っているかについては 76.8%であり、こちらも国調査（59.3%）よりも高い割合を示す一方で、前回（平成 28 年）の県調査（80.0%）と比較して、3.2 ポイント減少しています。

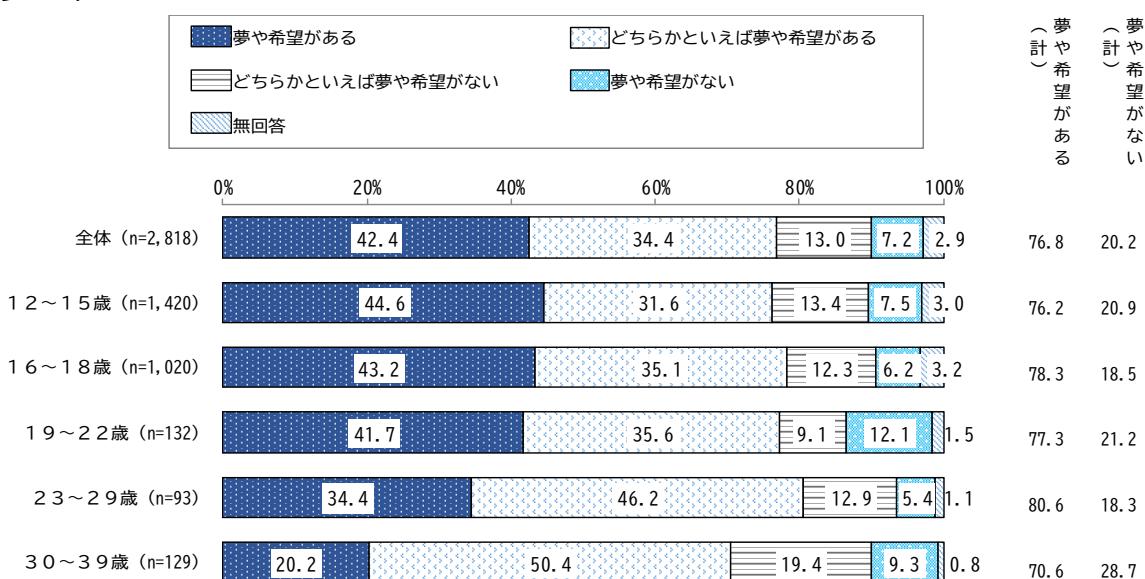
どちらも、年齢が上がるにつれて、「充実している」「夢や希望がある」は低くなり、概ね国調査と同じ傾向となっています。

生活の充実度



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」

夢や希望

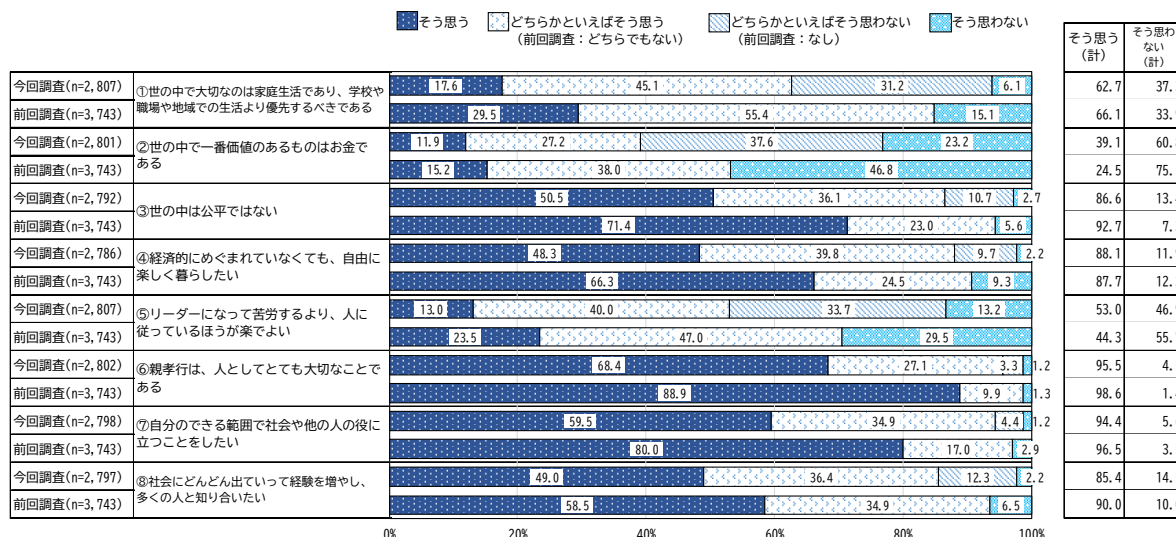


資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」

(3) 社会に対する意識

「自分のできる範囲で社会や他の人の役に立つことをしたい（94.4%）」や「社会に出ていって経験を増やし、多くの人と知り合いたい（85.4%）」については、高い割合を示しており、前回調査と同様に、社会貢献や社会参画への意識を強く持っています。

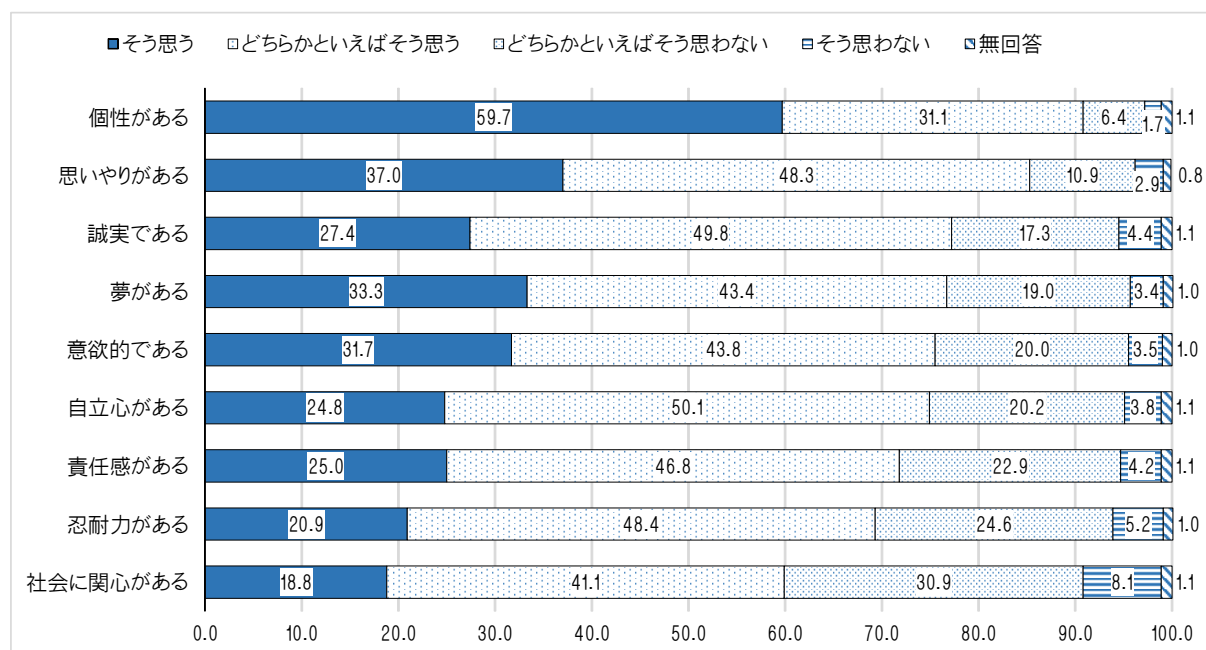
また、「リーダーになって苦勞するより、人に従っているほうが楽でよい」では、「そう思わない（どちらかといえばそう思わない含む）」が、前回調査に比べて高くなっており、前例のない経験に対しても前向きな青少年の姿が見られます。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」

(4) 世代の特徴

「世代の特徴」をどう思うかについては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答したうち、「個性がある（90.8%）」が最も高くなっており、「自分らしさ」を大切にしたい世代の特徴が見られます。次いで「思いやりがある（85.3%）」、「誠実である（77.2%）」、「夢がある（76.7%）」となっています。

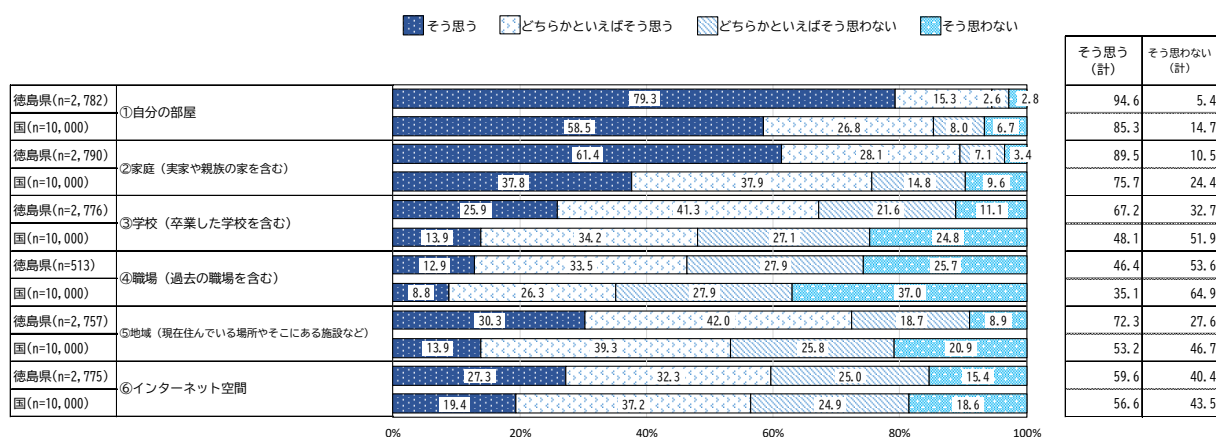


資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」

(5) 居場所について

青少年がほっとできる場所、居心地の良い場所として最も高いのは、「自分の部屋（94.6%）」、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）（89.5%）」、「地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）（72.3%）」となっています。

スマートフォンをはじめ情報通信機器の急速な普及や、アプリケーションを通じた多様なサービスの出現に伴い、その存在感が大きくなっている「インターネット空間」についても 59.6 % となっており、国調査（56.6%）とほぼ同じ傾向となっています。

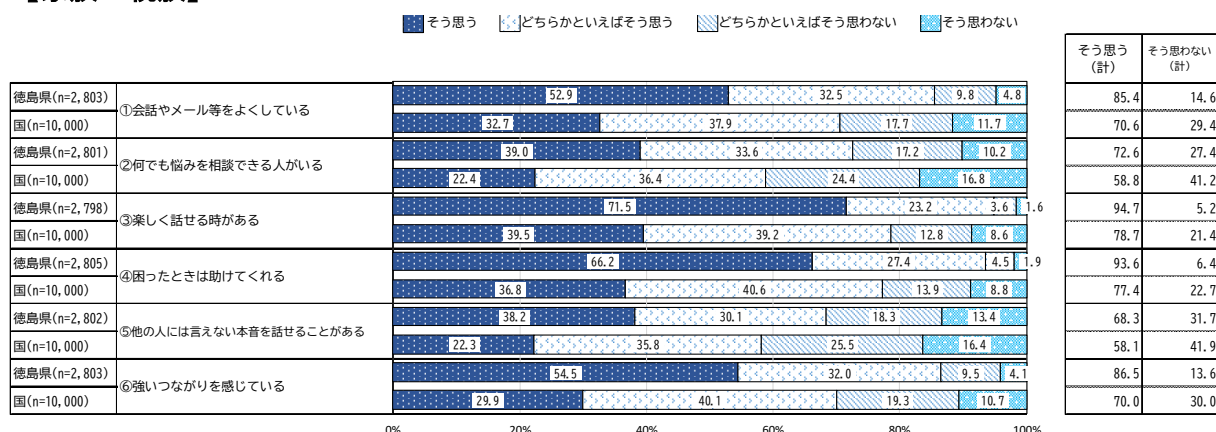


資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」

①各居場所でのかわり

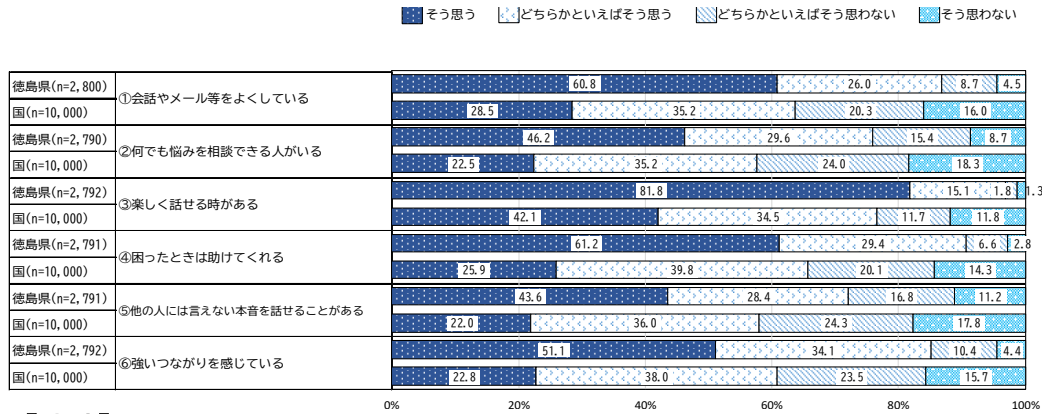
「家族・親族」、「学校」では、他の居場所に比べて、「何でも悩みを相談できる人」がいる（家族・親族 72.6%、学校 75.8%）、「困ったときは助けてくれる」（家族・親族 93.6%、学校 90.6%）の「そう思う（計）」が高い割合を示しており、「強いつながりを感じている（信頼関係）」については、両方とも 8 割を超えています。

【家族・親族】



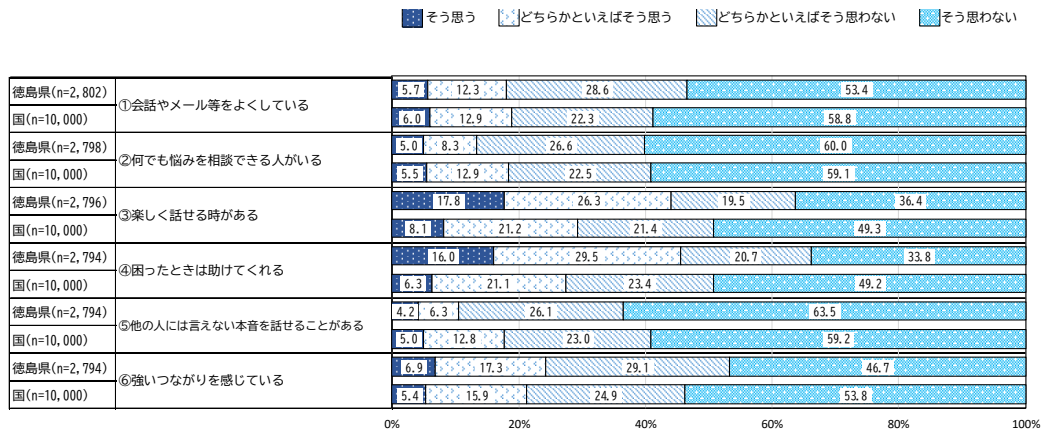
資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」

【学校】



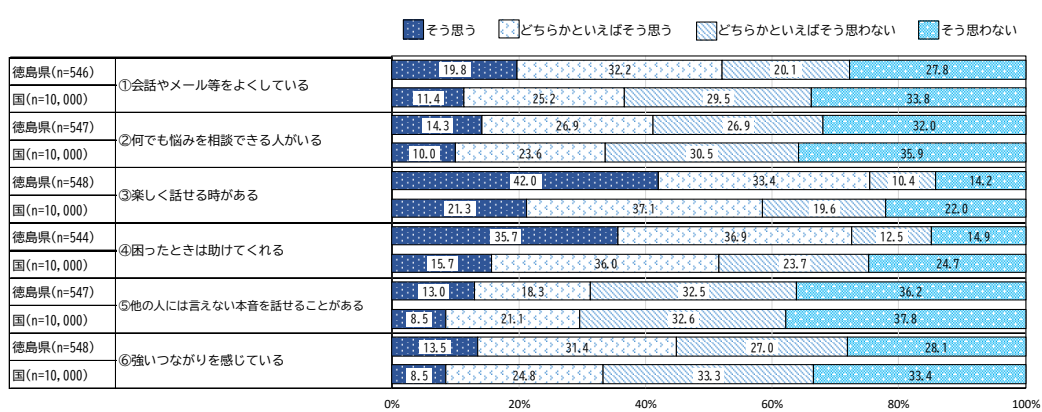
そう思う (計)	そう思わない (計)
86.8	13.2
63.7	36.3
75.8	24.1
57.7	42.3
96.9	3.1
76.6	23.5
90.6	9.4
65.7	34.4
72.0	28.0
58.0	42.1
85.2	14.8
60.8	39.2

【地域】



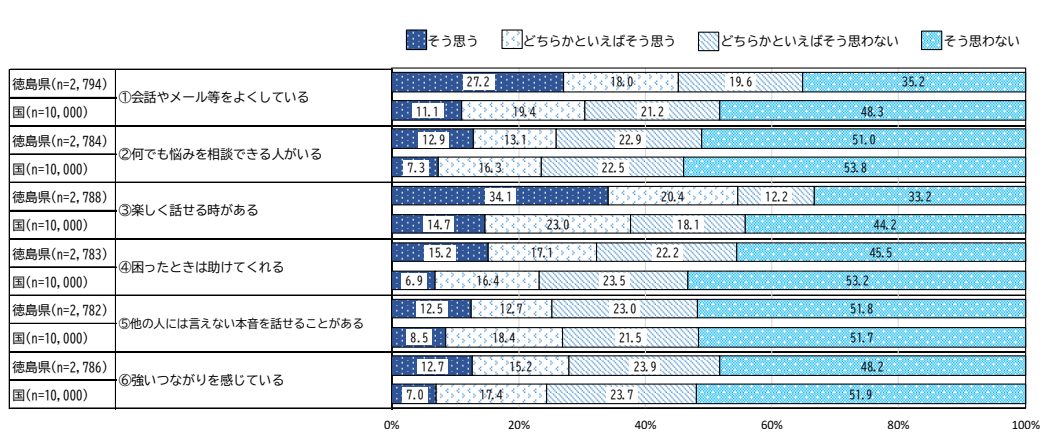
そう思う (計)	そう思わない (計)
18.0	82.0
18.9	81.1
13.3	86.6
18.4	81.6
44.1	55.9
29.3	70.7
45.5	54.5
27.4	72.6
10.5	89.6
17.8	82.2
24.2	75.8
21.3	78.7

【職場（アルバイト含む）】



そう思う (計)	そう思わない (計)
52.0	47.9
36.6	63.3
41.2	58.9
33.6	66.4
75.4	24.6
58.4	41.6
72.6	27.4
51.7	48.4
31.3	68.7
29.6	70.4
44.9	55.1
33.3	66.7

【インターネット空間】

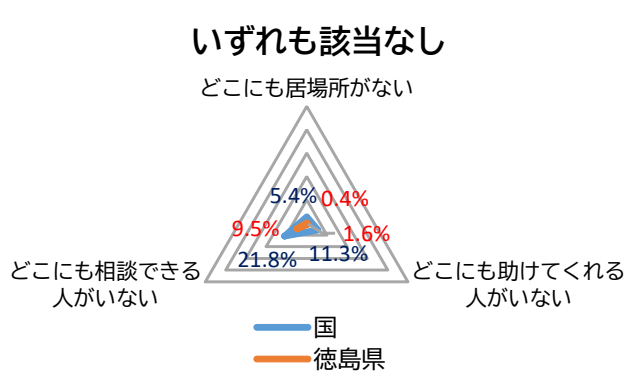
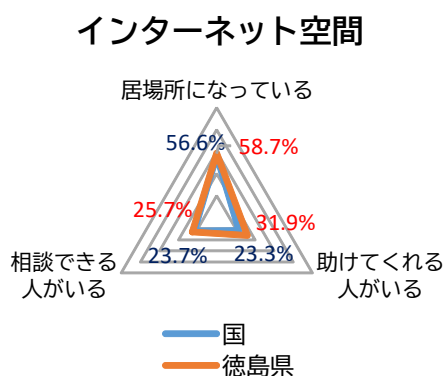
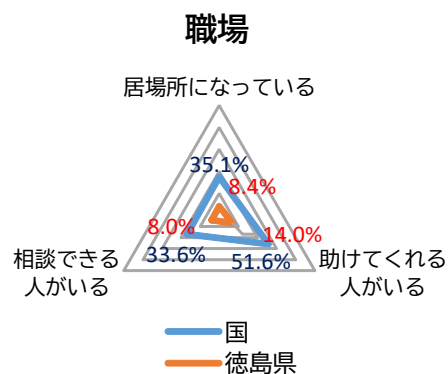
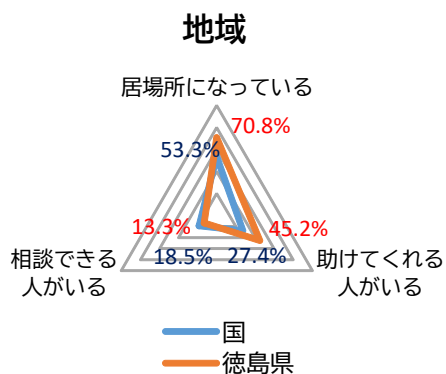
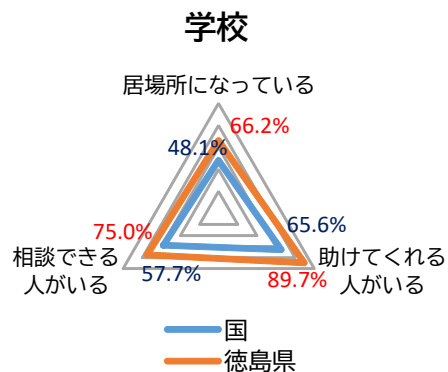
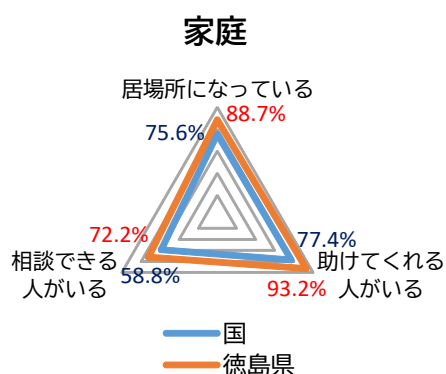


そう思う (計)	そう思わない (計)
45.2	54.8
30.5	69.5
26.0	73.9
23.6	76.3
54.5	45.4
37.7	62.3
32.3	67.7
23.3	76.7
25.2	74.8
26.9	73.2
27.9	72.1
24.4	75.6

資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」

②場ごとの認識

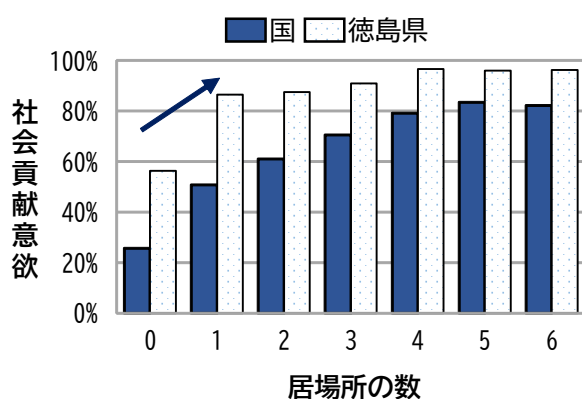
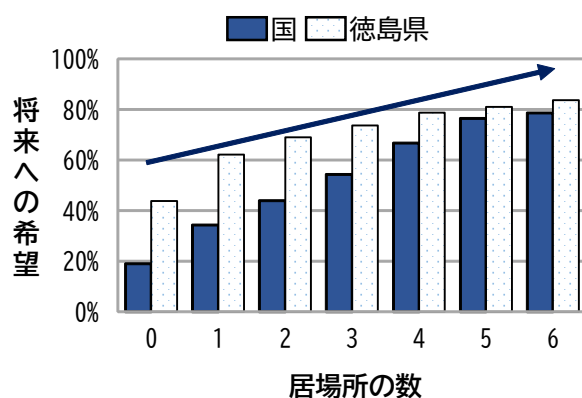
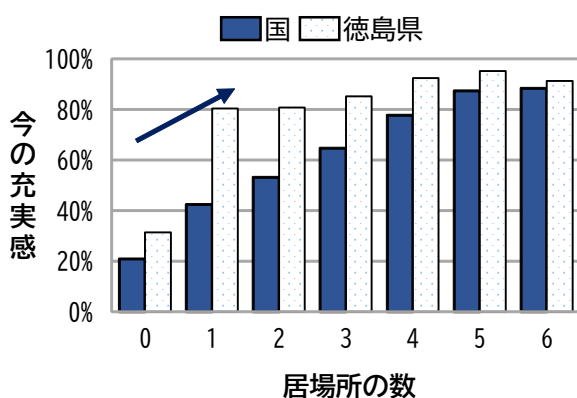
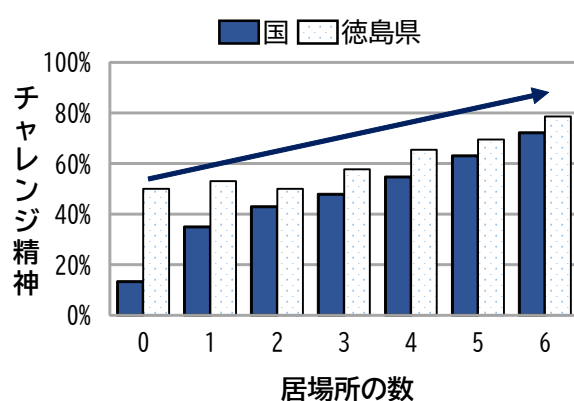
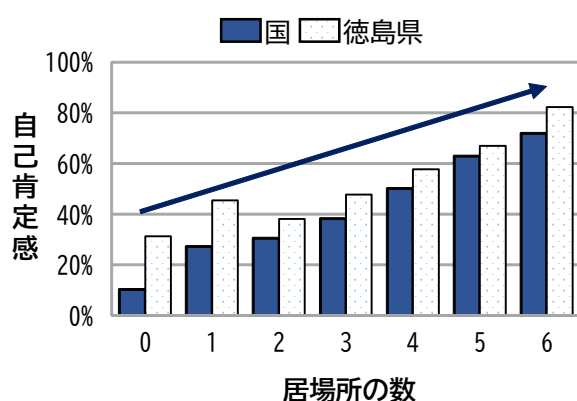
「家庭」や「学校」については、国調査に比べて居場所・相談できる人・助けてくれる人、いずれも高い割合となっている。「いずれも該当なし」については、国調査よりも割合は低く、相談できる人の割合は高くなっています。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

③居場所の数と自己認識の関係

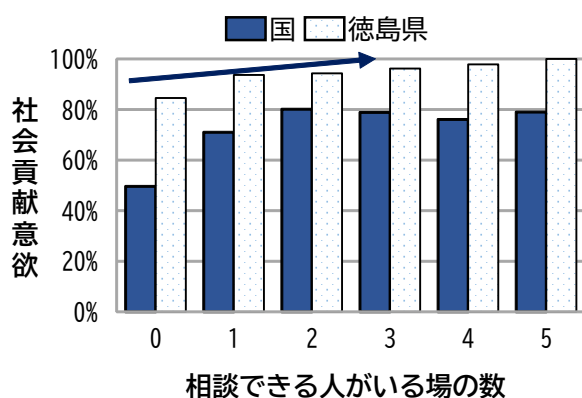
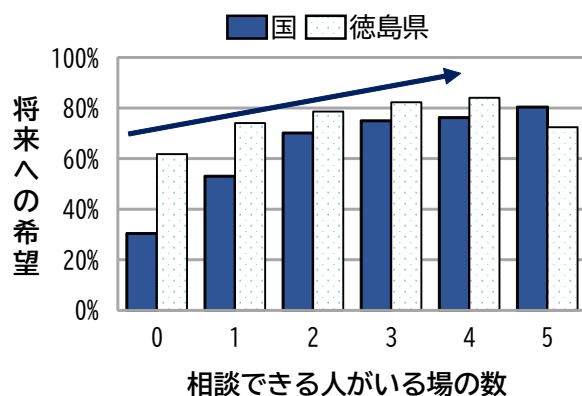
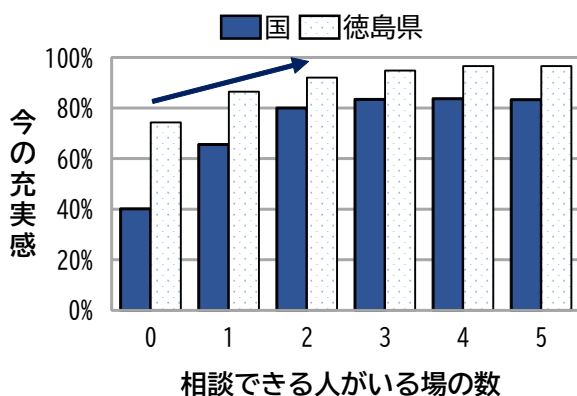
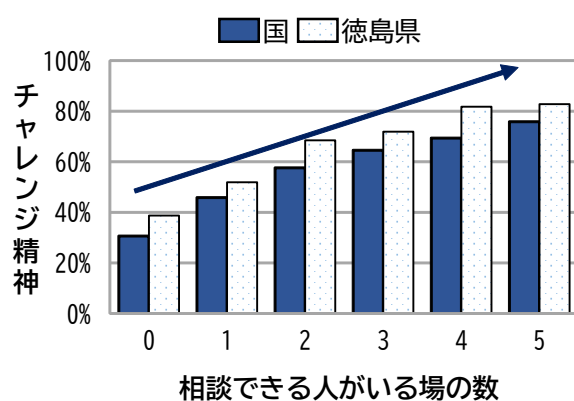
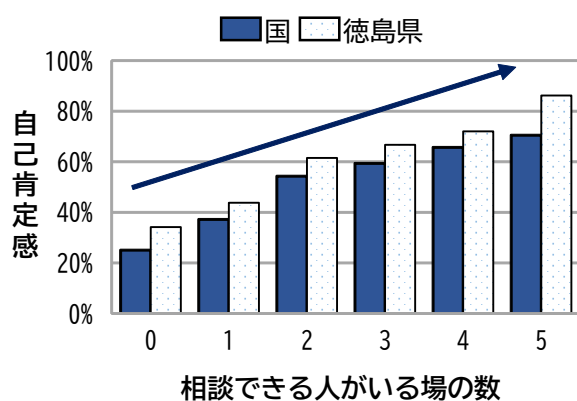
居場所（自室、家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、一部項目で国調査ほど顕著ではないものの、徳島県においても概ね相関がみられます。また、「今の充実感」や「社会貢献意欲」では、居場所がない人と、居場所がある人（１人以上の人）で大きな差がみられます。



資料：「令和３年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

④相談できる人がいる場の数と自己認識の関係

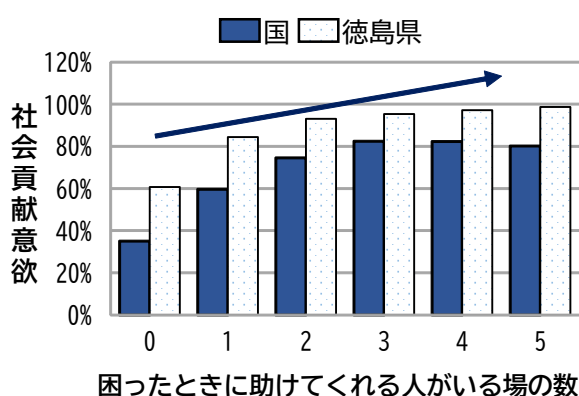
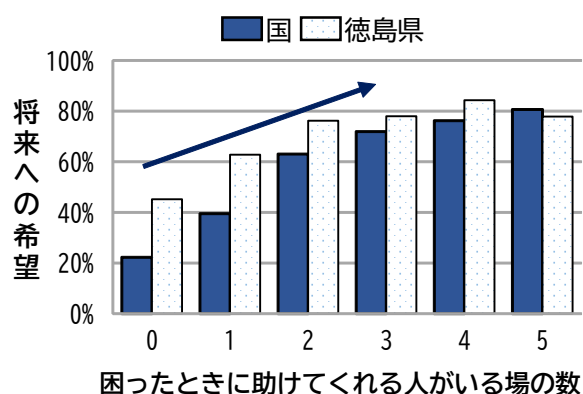
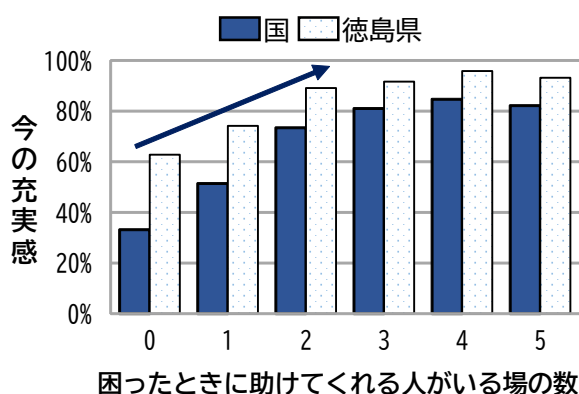
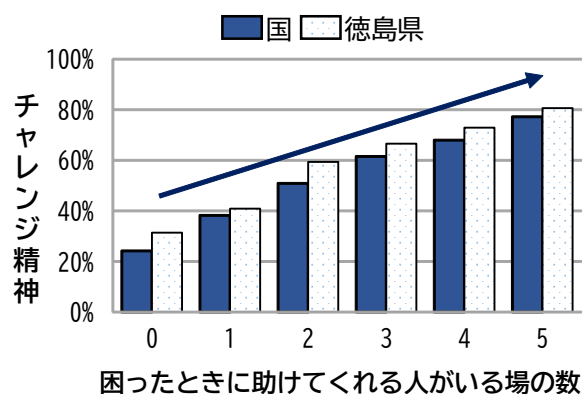
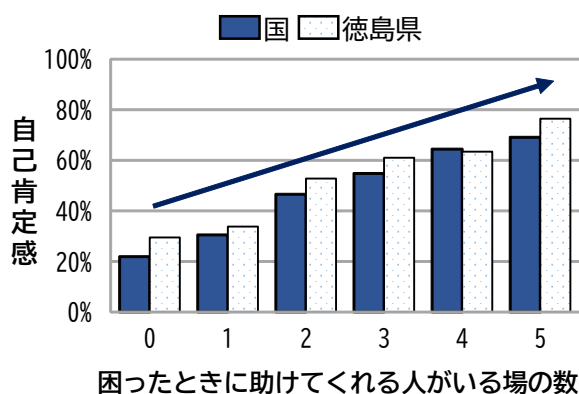
相談できる人がいる場（家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、国調査と同様、徳島県においても概ね相関がみられます。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

⑤困ったときに助けてくれる人がいる場の数と自己認識の関係

困ったときに助けてくれる人がいる場（家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、国調査と同様、徳島県においても概ね相関がみられます。



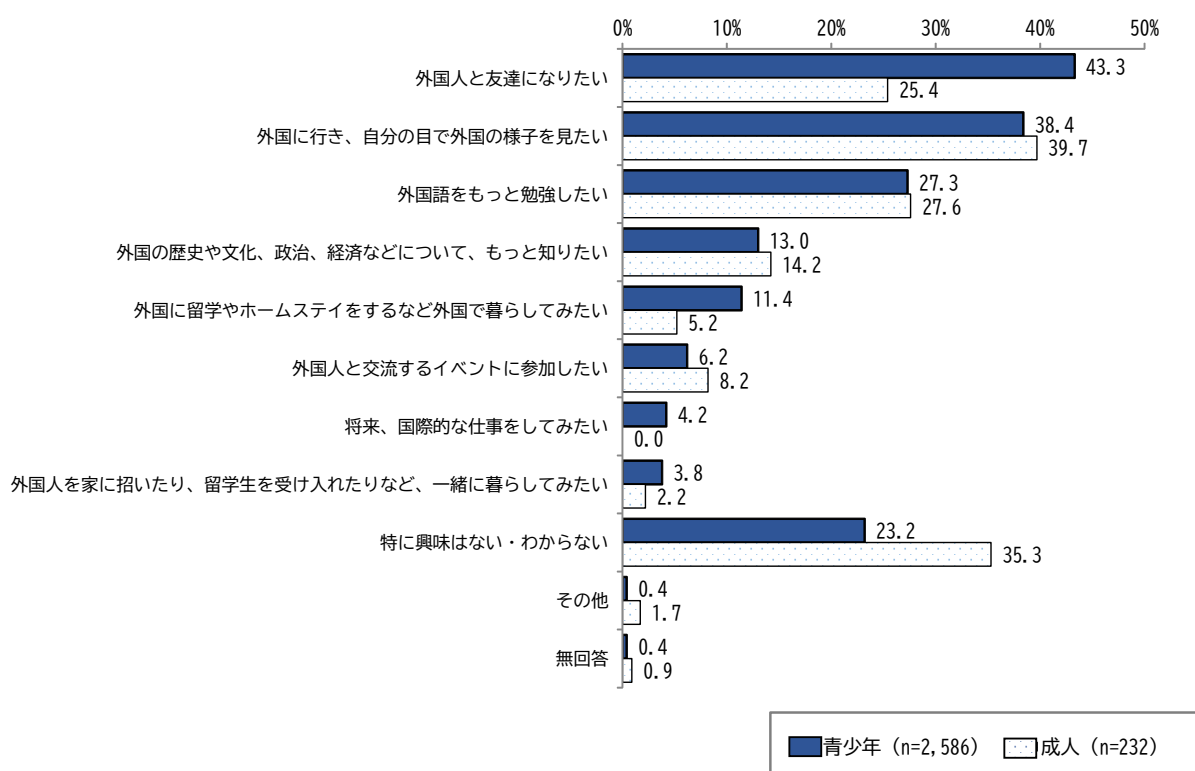
資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

(6) 国際交流

SDGs 達成の中核的な役割を担う青少年には、国内外の様々な分野でリーダーシップを発揮することが期待されています。そのためには、多様な文化や価値観を持つ人々との共生をはじめ、異文化への理解や国際感覚の醸成を図る必要があります。

また、コロナ禍で国境をまたぐ移動に制約がある中でも、国際交流の灯を絶やすことなく、ニューノーマルに対応した交流体験や異文化との出会いの場の提供が求められます。

県調査では、国際交流について、「外国人と友達になりたい」と回答した者が最も多く、次いで「外国に行き、自分の目で外国の様子を見たい」が続くなど、自ら行動し、多様性に触れることで視野を広げたいと考えている青少年の意識がうかがえます。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査（中間とりまとめ）」

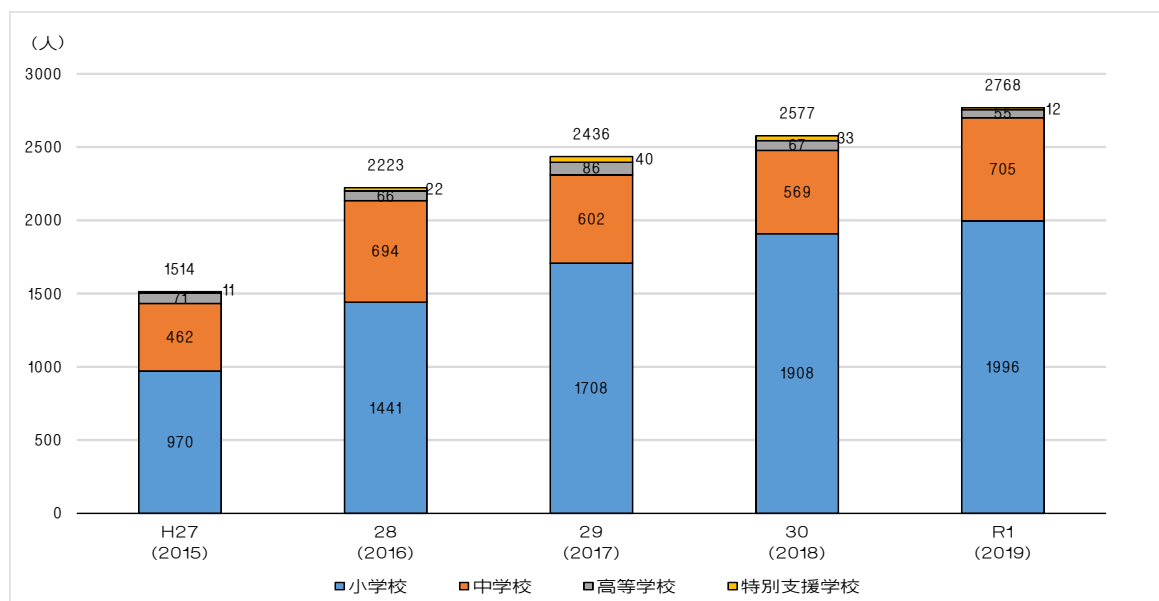
(7) いじめ・不登校

近年、本県のいじめの認知件数は増加傾向にあります。令和元年度は 2,768 件で、前年度（平成 30 年度）に比べ 191 件増加し、過去最多となっています。これは、平成 25 年 9 月の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめの定義がより広範になるとともに、いじめを初期段階で積極的に認知するようになったことが大きな要因だと考えられます。

なお、認知されたいじめについて、早期対応により約 92 %が解消されております。

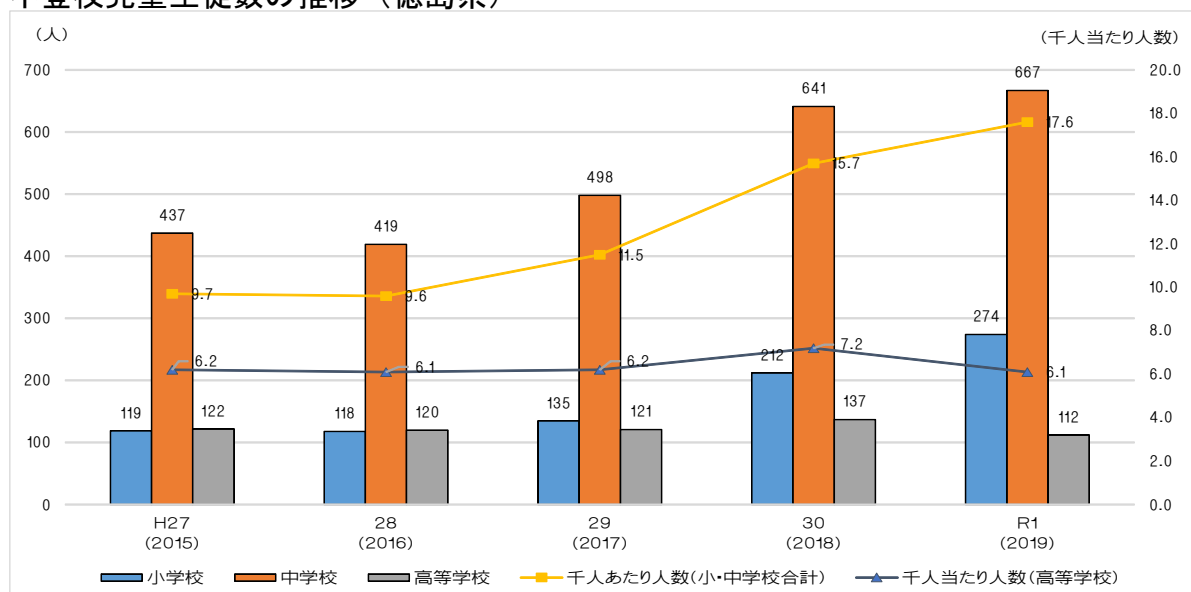
また、本県の不登校児童生徒数も増加傾向にあり、令和元年度は 1,053 人となっています。本県の小・中学校及び高等学校における千人当たりの不登校児童生徒数は、小・中学校 17.6 人、高等学校 6.1 人と全国平均（小・中学校 18.8 人、高等学校 15.8 人）を下回っていますが、引き続き不登校の解消に取り組む必要があります。

いじめの認知件数の推移（徳島県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校児童生徒数の推移（徳島県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

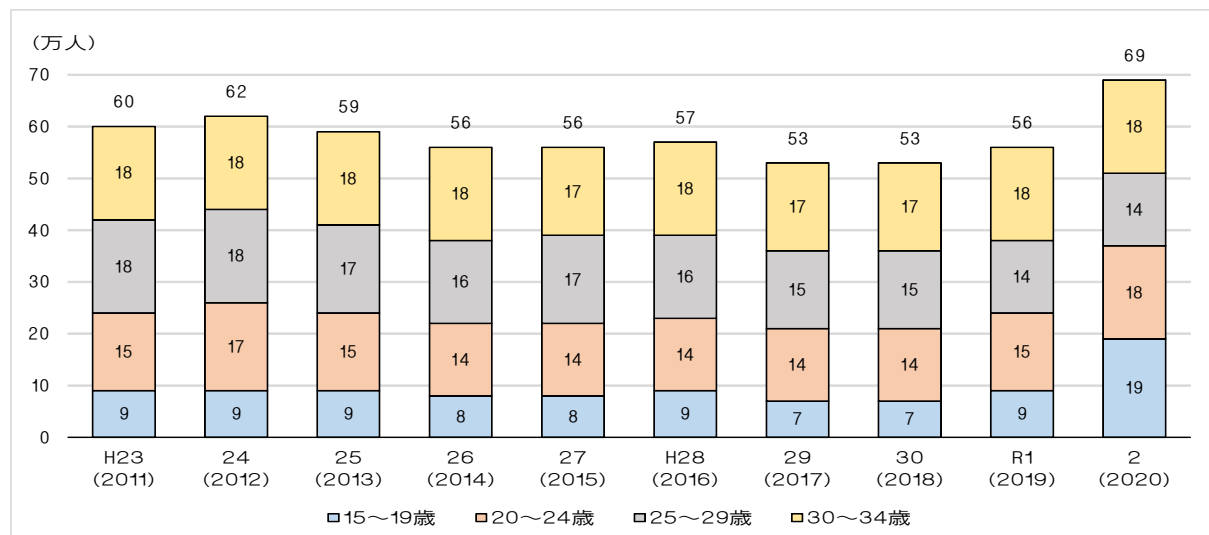
（８）若年無業者（ニート）、ひきこもり

全国の若年無業者（15歳～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成14年以降、60万人前後で推移し、ここ数年は減少傾向にありましたが、令和2年は69万人と、前年比2割以上の増加となっています。

全国のひきこもりの状態にある若者（15歳～39歳で「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する者）の推計数は、平成27年に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」によると、54.1万人と推計されています。

また、本県が令和元年に県内の民生委員・児童委員を対象に実施した調査では、ひきこもりに該当すると思われる方は 550 人となっています。この人数は、本県の 15 歳以上人口割合で約 0.09% となります。

若年無業者数の推移（全国）

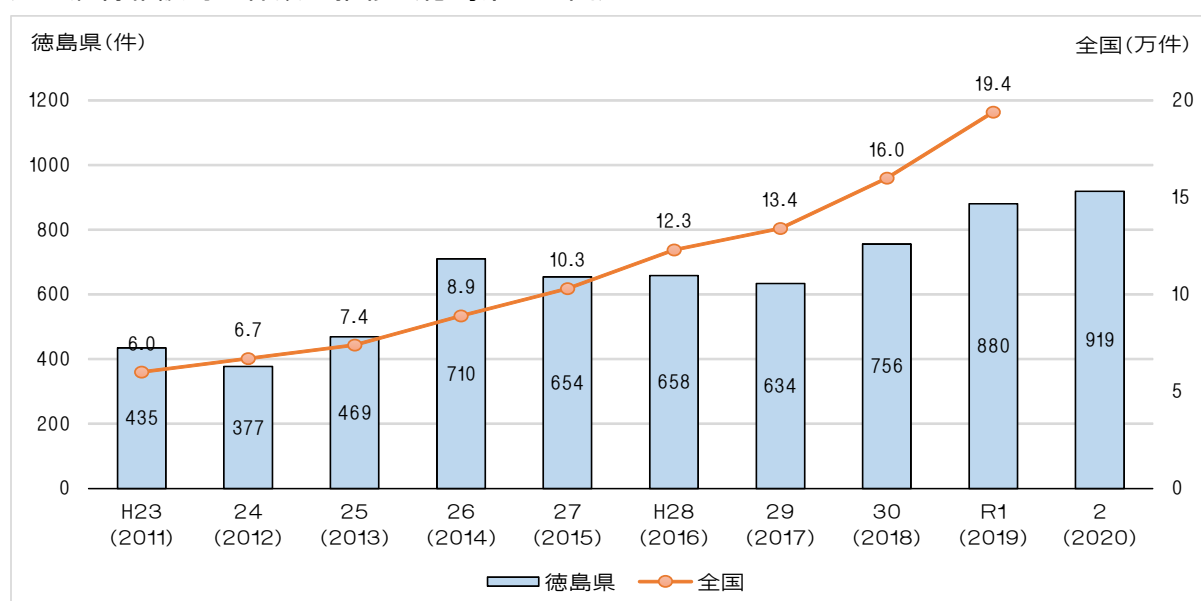


資料：総務省「労働力調査」(注)若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

(9) 児童虐待

児童相談所における児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、令和2年度中に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応の件数は●●件で、前年度に比べ●●件(●●%)●●しています。県内は919件で、前年度に比べ39件(4.4%)増加するなど、平成30年度以降、毎年度、過去最多を上回る状況です。虐待の種別では、心理的虐待が46.9%と最も多くなっています。

児童虐待相談対応件数の推移（徳島県・全国）



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

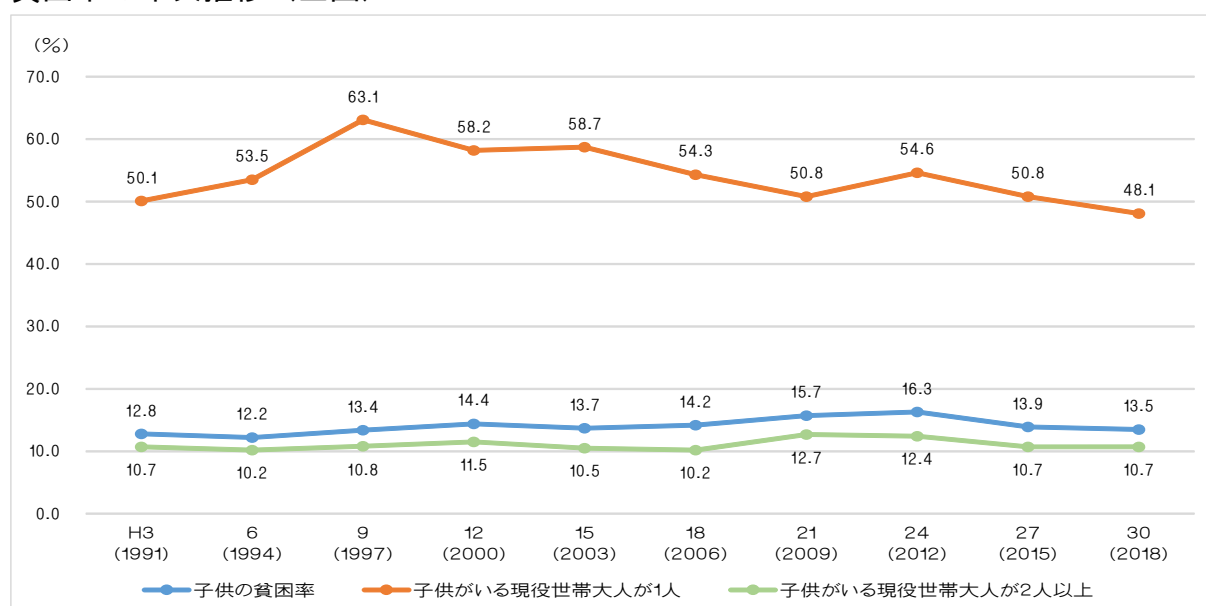
(10) 子どもの貧困

我が国における子どもの貧困率は平成 6 年頃から上昇し、平成 24 年には過去最高の 16.3 %（子どもの約 6 人に 1 人の割合）に達した後、減少に転じているが、平成 30 年度時点で 13.5 %（子どもの約 7 人に 1 人の割合）と、以前高い水準となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率が 48.1%と、大人が 2 人以上いる世帯の 10.7 %に比べて非常に高い水準となっています。

本県における母子世帯の平均年収は 260 万円、父子世帯の平均年収は 294 万円となっており、全世帯の 1 世帯当たり平均所得金額（全国）である 552.3 万円と比較すると、母子世帯で 47%、父子世帯で 53%となっています。

貧困率の年次推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※現役世帯：世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯、大人：18 歳以上、子供：18 歳未満

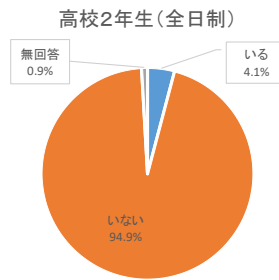
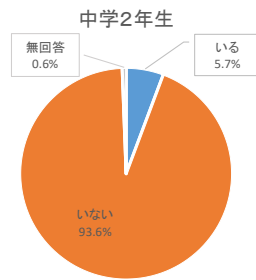
(11) ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもを指し、国における初の実態調査の結果（令和 3 年 3 月）では、「世話をしている家族がいる」と回答したのは、中学 2 年生が 5.7%、高校 2 年生が 4.1%となっています。世話をしている対象は、きょうだいが多く、次いで父母、祖父母と続いています。

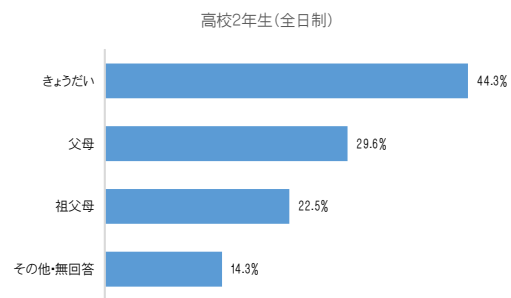
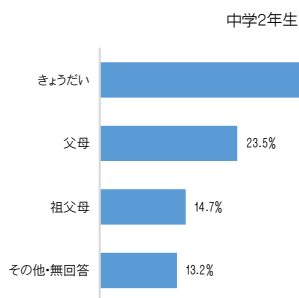
また、「世話をしているためにできないこと」については、「自分の時間がとれない」が中学 2 年生で 20.1%、高校 2 年生で 16.1%、「宿題や勉強の時間がとれない」が中学 2 年生で 16.0%、高校 2 年生で 13.0%となっています。

背景には、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因が指摘されるとともに、ヤングケアラーは、その過重な負担により、心身の健康や進学、就職活動に困難を抱えてしまうといった課題があり、早期発見・支援につなげる取組が求められます。

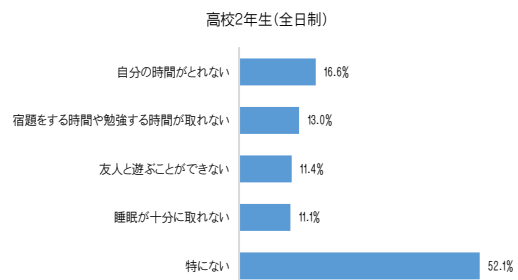
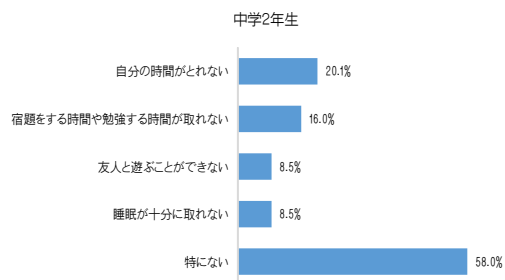
世話をしている家族が「いる」



世話をしている家族



世話をしているために、やりたいけれどできていないこと



資料：厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和3年3月）」

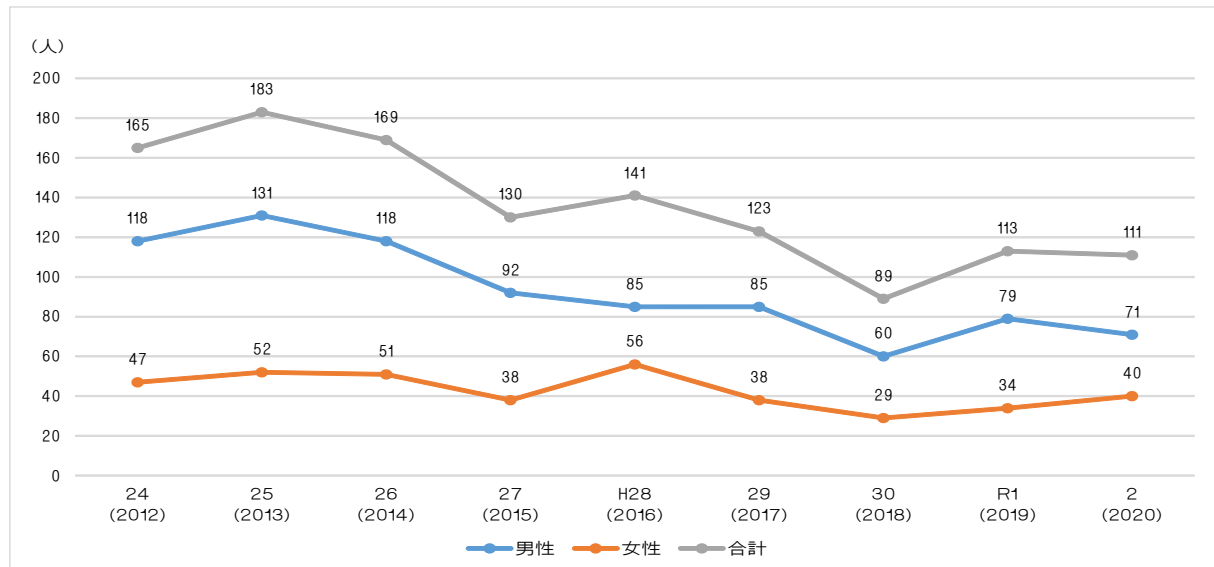
(12) 自殺

本県における自殺者数は、平成20年の202人をピークに、中期的には減少していましたが、令和元年は前年に比べ24件（27％）と大幅に増え、3年ぶりに増加に転じています。

また、令和2年版自殺対策白書による全国状況（平成30年）では、40歳未満の若年層においては、自殺が死因の上位を占めており、特に20歳代においては、死因の約半数が自殺という、深刻な状況が続いています。

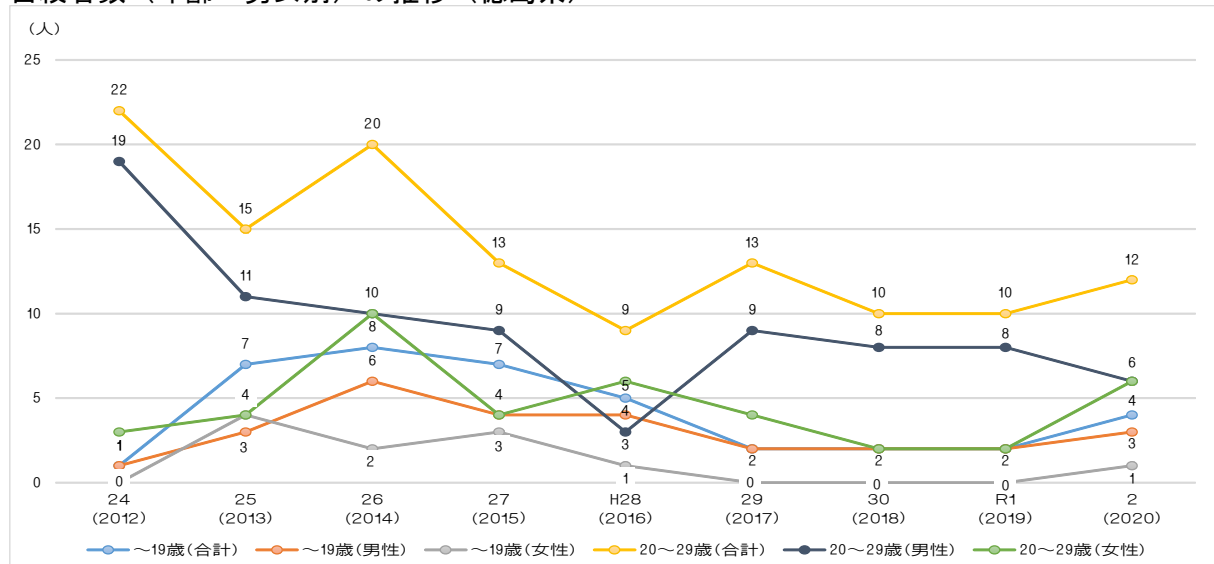
さらに、全国では、令和2年における児童生徒の自殺者数が過去最多の499人（前年比100人増）に上っており、特に高校生の女子生徒は80人から140人へと著しく増加しています。背景として、新型コロナウイルス感染症の拡大による家庭や学校の環境変化などの影響も指摘されており、自殺予防対策の一層の推進を図る必要があります。

自殺者数（全体・男女別）の推移（徳島県）



資料：警察庁・徳島県警データ

自殺者数（年齢・男女別）の推移（徳島県）



資料：警察庁・徳島県警データ

平成 30 年における死因順位別にみた年齢階級・性別死亡数・死亡率・構成割合（全国）

総数

年齢階級	第1位				第2位				第3位			
	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	悪性新生物	114	2.1	24.6	自 殺	99	1.9	21.4	不慮の事故	65	1.2	14.0
15～19歳	自 殺	503	8.7	44.0	不慮の事故	239	4.1	20.9	悪性新生物	111	1.9	9.7
20～24歳	自 殺	1,045	17.5	52.1	不慮の事故	314	5.3	15.7	悪性新生物	160	2.7	8.0
25～29歳	自 殺	1,059	18.0	47.8	不慮の事故	257	4.4	11.6	悪性新生物	240	4.1	10.8
30～34歳	自 殺	1,235	18.5	39.7	悪性新生物	533	8.0	17.1	不慮の事故	304	4.5	9.8
35～39歳	自 殺	1,288	17.2	27.9	悪性新生物	1,086	14.5	23.6	心 疾 患	420	5.6	9.1
40～44歳	悪性新生物	2,517	28.2	30.2	自 殺	1,574	17.6	18.9	心 疾 患	911	10.2	10.9
45～49歳	悪性新生物	4,698	49.4	33.6	自 殺	1,816	19.1	13.0	心 疾 患	1,719	18.1	12.3
50～54歳	悪性新生物	7,383	89.7	37.9	心 疾 患	2,436	29.6	12.5	自 殺	1,854	22.5	9.5
55～59歳	悪性新生物	11,693	154.8	42.7	心 疾 患	3,348	44.3	12.2	脳血管疾患	2,008	26.6	7.3
60～64歳	悪性新生物	20,146	267.8	46.5	心 疾 患	5,328	70.8	12.3	脳血管疾患	2,958	39.3	6.8

資料：「令和 2 年版自殺対策白書」

第3章

計画の基本的考え方

第3章の計画の基本的考え方では、徳島県青少年健全育成条例、子供・若者育成支援推進大綱、さらに『『未知への挑戦』とくしま行動計画』を踏まえた青少年育成の基本理念を示すとともに、基本理念実現のための基本目標や計画の体系を示しています。

1 計画の基本理念

変化の激しい社会にあっても、誰ひとり取り残さない社会に向け、困難な環境にある青少年やその家族への支援に取り組むとともに、創造的な未来を切り拓く青少年を応援し、誰もが個性や能力を伸ばしながら、成長・活躍できる「とくしま」の実現を目指すという考えに基づき、計画の基本理念を次のとおりとします。

未来に向かって挑戦し、成長・活躍できる「とくしま」の実現

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 全ての青少年の健やかな育成

青少年が豊かな人間性や社会性を身に付け、心身ともに健康で、自立した個人として健やかに成長できるよう支援します。

また、自己肯定感やチャレンジ精神を育むため、道德教育や体験活動の推進を図るとともに、青少年が主体的に活動し、未来を切り拓くための交流拠点として、徳島県青少年センターの機能充実を図ります。

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年やその家族への支援

自殺、虐待、貧困、ひきこもり、不登校、ヤングケアラー、差別等への対策の充実を図るとともに、様々な機関や関係団体がネットワークを形成し、本人やその家族に対し、それぞれの専門性を活かしながら、きめ細やかで継続的な支援を行います。

また、青少年が抱える問題の複雑化・多様化に対応するため、相談機能の充実・強化を図り、適切かつ効果的な支援に繋がります。

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

SDGsの達成年次である2030年に社会の牽引役となる青少年が、地球規模の課題を自らの問題として捉え、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、革新的なイノベーションを活用しながら、未来を切り拓いていくことができるよう応援します。

また、コロナ禍で高まる若者世代の地方回帰の流れを加速させ、魅力と活力あふれる地域づくりを推進します。

基本目標Ⅳ 青少年の成長のための社会環境の整備

家庭教育の支援の充実をはじめ、困難な状況に直面しても、安心できる居場所づくりに取り組み、地域全体で青少年の成長を見守り、育む環境づくりを進めます。

また、成年年齢の引き下げに対応した取組を展開するとともに、青少年の成長に悪影響を及ぼす有害環境から青少年を守るために必要な対策や、被害防止のための教育等を推進します。

基本目標Ⅴ 青少年の成長を支える担い手の養成・支援

青少年育成団体やNPO法人等の活動を支援するとともに、同世代による相談活動を促進し、地域における多様な担い手の養成・確保を図ります。

また、各種研修・講座を通じて、青少年に対する支援に携わる人材の専門性や資質の向上を図ります。

3 計画の施策体系

